

むつみコミュニティ協議会規約

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 本会は、むつみコミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、萩市むつみ総合事務所地域振興部門内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 協議会は、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて、環境の保持・改善、防犯体制の確立、次世代育成による地域活性化のための支援活動を実施するなど、住民が連帯して地域総合コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上並びにレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年育成に関すること。
- (5) 防災、防犯に関すること。
- (6) 自治会活動との連携に関すること。
- (7) その他、むつみコミュニティ協議会の目的達成のために必要な事業。

第3章 組織

(会員)

第5条 会員はむつみ地域に居住する住民をもって組織する。ただし、地域外住民にあっても、むつみ地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を含むものとする。

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる各種団体及び有識者で構成する。

2 協議会にオブザーバーを置くことができる。

第4章 役員

(役員の構成)

第7条 協議会の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 専門部会長 | 4名 |
| (4) 理事 | 21名 (うち4名は専門部会長を兼ねる) |
| (5) 会計監事 | 2名 |
| (6) 事務局長 | 1名 |

(役員の選出)

第8条 役員は、構成団体の代表者及び総会において選任された有識者をもって組織し、会長、副会長及び監事は役員の互選による。

2 事務局長は会長が選任する。

3 監事と会長、副会長及び理事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任務)

第9条 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、それぞれ定められた業務を執行する。

4 会計監事は、協議会の会計を監査し、総会に出席して監査報告を行うものとする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 機関

(機関)

第11条 協議会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会

(総会の成立)

第12条 総会は、協議会の最高決議機関であり、総会代議員及び協議会役員をもつて構成し、基本方針並びに重要問題の決定を行う。

2 総会は、総会代議員のみが決議権を有し、その3分の2以上の出席をもって成立する。

(総会代議員)

第13条 総会代議員は、別表1各種構成団体から各々1名を選出する。

(総会の招集)

第14条 総会は、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、役員会が必要と認めたときに協議会会长が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも開催10日前に、議題及び場所を記載した書面を代議員に発するものとする。

(総会の議長及び議決)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第16条 次の事項は、総会で決めなければならない。

- (1) 規約の制定並びに改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 協議会役員の承認
- (5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

(議事録の作成)

第17条 協議会の会議は、会議の議題及び経過の状況についての要点を記録し、議事録として残さなければならない。

(役員会)

第18条 役員会は、会計監事を除く役員をもって構成し、総会に次ぐ決議権を有する。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議長)

第20条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の協議事項)

第21条 役員会は、次の各号に掲げる事項を協議のうえ決議するものとする。

- (1) 協議会全体にかかわる事業の企画・立案に関する事項
- (2) 各事業への必要な助言に関する事項
- (3) 規約、規則等の制定並びに改廃、予算・決算、役員の改選、その他総会決議に関する事項
- (4) 行政機関等にかかわる案件の処理及び実行を促進する事項
- (5) その他、役員会が必要と認めた事項

(専門部会の設置)

第22条 必要な時は、専門部会を設置することができる。

(専門部会の代表)

第23条 専門部会には、部会長を置く。

第6章 会計

(協議会の経費)

第24条 協議会の経費は、負担金、委託料、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第26条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、事務処理に著しい支障が生じるなど正当な理由がないかぎり、帳簿を閲覧させなければならない。

第7章 附則

(規約の改正)

第27条 この規約の改正は、総会に諮り、その決議を経なければならない。ただし、規約第6条に掲げる別表に変更の必要が生じたときは、役員会で承認を得て改正することができる。この場合は、次回の総会で報告するものとする。

(規約に定めのない事項)

第28条 この規約に定めのない事項で、協議会の運営について疑義が生じた場合は、役員会で協議のうえ定めるものとする。

(規約の施行)

第29条 この規約は、平成19年6月26日から施行する。

この規約は、平成20年4月 1日から施行する。

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

この規約は、平成25年5月16日から施行する。